主 文 原決定を取消す。 本件を東京地方裁判所え差戻す。

再抗告人は「原決定を取消す。更に相当な裁判」を求める旨申立て、その理由と して別紙抗告理由書及びその追加理由書記載のとおり主張した。

抗告理由書記載の理由及びその追加理由書記載の理由に対する判断。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)